

地域包括支援事業

岐阜市地域包括支援センター白梅華 運営規程

第1条 (事業の目的)

岐阜市が設置し、医療法人社団瑞鳳会が受託運営する岐阜市地域包括支援センター白梅華（以下「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

センターの専門職は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

- 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
- 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。
- センターは、地域住民の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- センターは、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

第3条 (事業の運営)

地域包括支援事業の提供に当たっては事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 (反社会勢力の排除)

- 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。
- 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

第5条 (センターの名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名 称 地域包括支援センター白梅華
- 所 在 地 岐阜県岐阜市東金宝町1丁目16番地 メゾンドクマダ101

第6条 (従業者の職種、員数及び職務の内容)

センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 管 理 者 1人

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されてい

る地域包括支援事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- 2 保健師又は経験のある看護師 1人以上
高齢者の総合相談において、保健や医療の知識を活かした支援や、組織横断的な連携調整を行う。また健康づくり・介護予防の視点で地域課題を捉え、積極的に地域住民に働きかけることで健康で暮らしやすいまちづくりを支援する。
- 3 社会福祉士 1人以上
日常生活に支障のある高齢者の介護や福祉サービスの相談から権利擁護、家族介護者の相談まで幅広く対応する。また、ソーシャルワーク機能を発揮して、地域住民が主体的に地域課題の解決を試みる体制の構築を推進する。
- 4 主任介護支援専門員 1人以上
地域のケアマネの個別支援や、支持的スーパービジョンによる人材育成を実施する。また、地域ケア会議を推進し、多職種のネットワークづくり、社会資源の開発などの地域づくり、自立支援に対する地域住民の意識の醸成をはかる。
- 5 その他非常勤職員等を若干名置くことができる。
- 6 センター職員が指定介護予防事業所の管理者を兼ねた場合はセンター職員としての常勤換算は「1」とする。

第7条 (営業日及び通常の営業時間)

センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 9時00分から17時00分までとする。
- 3 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
休日・夜間における相談については、原則転送電話で対応する。

第8条 (地域包括支援センター運営協議会との協議)

下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- 1 センターの公正・中立性の確保に関すること
- 2 センター職員の確保に関すること

第9条 (センターの基本機能)

センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- 1 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通の基盤整備)
- 2 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により実態把握の上必要なサービスにつなげる。
虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- 3 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- 4 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントを行う。
- 5 障害者等(障害のある人やひきこもりの人等)からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、虐待の防止等障害者等の権利擁護に努める(障害者等相談支援事業)
- 6 生活困窮者の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立に限らず、日常生活や社会生活における自立などについて、必要な支援を行う。(生活困窮者自立相談支援事業)

第10条 (事業の委託)

センターは、前条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記

録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。委託する前には、センターと受託側との相互理解の元、委託契約書を交わし委託は、その内容に沿って進めるものとする。

第 11 条 （利用契約）

センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

第 12 条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市内の内、岐阜市が定めた梅林校区、白山校区、華陽校区とする。

第 13 条 （非常災害対策等）

センターは、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火災・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 14 条 （緊急時等における対応方法）

従業者は、地域包括支援事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じ、適切な処置を行い、管理者に報告するものとする。

第 15 条 （事故発生の防止及び発生時の対応）

センターは、利用者に対する地域包括支援事業の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 センターは、利用者に対する地域包括支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 16 条 （業務継続計画の策定等）

センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域包括支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 17 条 （衛生管理等・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理）

センターは、従業員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 2) 当該事業所において、すべての従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
 - 3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

第 18 条 （秘密保持・個人情報の保護等）

センターの従業者等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講じる。
- 3 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での情報提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその代理人の了解を得るものとする。

第 19 条 （苦情処理）

センターは、その提供した地域包括支援事業に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 センターは、提供した地域包括支援事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。
- 4 センターは、提供した地域包括支援事業に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

第 20 条 （ハラスメント対策に関する事項）

センターは、適切な地域包括支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 21 条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3) 事業所において、全ての従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 センターは、当該センターの従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 22 条 （身体拘束の廃止に関する事項）

センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 センターは、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3) 全ての従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第23条（記録の整備）

地域包括支援事業を提供した際には、その提供日・内容等について必要な記録を記載する。

- 2 当該センターは、次の記録に従業員等に担当させ、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - 1) 提供した具体的なサービス内容の記録。
 - 2) 緊急やむを得ない場合の身体拘束の一連の記録。
 - 3) 利用者が居宅介護支援計画に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときの記録、及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとしたときの記録。
 - 4) 利用者及び、その家族もしくは代理人からの苦情内容の記録。
 - 5) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

第24条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

センターは、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

第25条（勤務体制の確保等）

センターは利用者に対し、適切な地域包括支援事業を提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 センターの従業者によって地域包括支援事業を提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。

① 採用時研修	採用後3ヶ月以内
② 継続研修	年2回以上

第26条（その他施設の運営についての留意事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。